

あきる野商工会『重要なお知らせ』

いよいよ消費税10%へ！増税前にすべきこと！知って得する 消費税増税に係る軽減税率・経過措置対策説明会

平成31年10月1日より消費税の増税が予定されております。消費税の増税にあたり、酒類・外食を除く飲食料品などにおいては、軽減税率が適用されることとなっております。また、一定の条件の元、適用経過措置（一定の条件で増税後の引き渡し等でも消費税が8%のまま）が設けられることにもなっております。

消費税増税に伴う上記制度を正しく理解し、有効に利用する事で、お客様の税負担を8%にとどめ受注促進を図り、消費税増税をチャンスに変えることが出来ます。

※軽減税率においては、飲食品の取扱いがない事業者の方や免税事業者の方も対応が必要となる場合があります！

講師 税理士 岡野 哲史 氏

■日時：平成30年12月3日（月） 午後7時～午後9時（質疑応答の時間あり）

■会場：あきる野ルピア 産業情報研修室
（あきる野市秋川1-8 あきる野ルピア3F）

■講義内容：消費税増税、軽減税率制度について、帳簿と請求書等の記載と保存、軽減税率対策補助金、経過措置、書面（契約書・請求書等）の発行方法、会計処理、価格転嫁など

■参加費：無 料

■定 員：30名（申込順とさせていただきます。）

■お問合せ：あきる野商工会（担当：浅見、久保）TEL 559-4511 FAX 559-3282

■お申込方法：平成30年11月30日（金）までに以下の参加申込書にご記入いただき、FAXにて送付していただくか、直接、商工会窓口までご持参してください。

特に、酒類・外食を除く飲食料品販売、テイクアウトや飲食料品の出前・宅配を実施する飲食店業等、建設業に分類される工事請負、製造業に分類される製造請負、またこれらに類する契約、資産の貸付にかかる契約（賃貸借契約）については、税率引き上げの影響が大きいと考えられますので、出来るだけご参加ください。

=====（切り取らずに 559-3282へ FAXしてください）=====

参加申込書

事業所名			
住所			
電話番号		FAX番号	
参加者	氏名	氏名	

ご確認

消費税率は経済状況等を総合的に勘案した上で、平成31年10月に10%に引き上げられる予定です。消費税率の引き上げ実施判断（引き上げの停止も含め）は、今後政府が所要の時期に適正な措置を講ずることとなっております。

※ご記入いただきました情報は、各種連絡・情報提供にのみ利用させていただきます。

※当会から連絡が無い限り、受講可能ですので、当日は直接会場へお越しください。

※天災、交通ダイヤの乱れ、講師の病気等の事情により講師の変更、中止または延期となる場合があります。